

焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

焼津市新病院建設基本計画策定支援業務委託

2 業務の目的

焼津市立総合病院（以下「当院」という。）は、建物・設備の老朽化に伴う種々の課題を解決し、今後も地域・市民に開かれた病院として外来診療を行うとともに、救急医療を始め政策的な医療や高度医療を積極的に担い、安心安全な医療を提供していくことを求められている。本業務は、平成 27 年度に策定した焼津市新病院整備基本構想を基に、近年の建設単価上昇や建替え手法及び医療政策の動向等を踏まえ、新病院を建設するための基本計画策定等の支援業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日（金）（基本設計委託業者決定までを予定）

4 業務の内容

【基本計画策定業務】

(1) 基礎調査

・焼津市新病院整備基本構想（以下「基本構想」という。）で作成した現状と課題の再整理及び最新状況の追加

(2) 新病院の基本方針の策定

- ・新病院に求められる診療機能（診療科目、入院及び外来診療の機能・規模等）
- ・新病院の適正規模の検証

(3) 部門別計画の策定

・部門別計画策定のための各部門からの意見の集約及び基本計画への反映

① 部門別基本方針

② 部門別運用計画

③ 必要施設・設備の配置計画

④ 人員配置計画

(4) 事業収支シミュレーション

・新病院の事業収支（資金調達・償還計画、経営計画、キャッシュフロー計算を含む）の積算

(5) 新病院建設 WG（ワーキンググループ）への支援

- ・作業スケジュール及び作業内容策定の支援
- ・資料の作成

(6) パブリックコメント実施支援

・パブリックコメント用基本計画骨子案の作成

(7)新病院に対する情報発信及び意見の収集

- ・ 情報発信資料の作成
- ・ 市民及び職員からの意見の収集

【設計準備】

(1)整備手法の検討

・ 整備手法の検討（事業範囲、事業方式、事業形態、事業スキーム、リスク分担、資金調達方法、事業スケジュール等について、本計画における比較検討を行うこと。）

- ・ 施工計画及び整備スケジュールの策定

※現地建替となるため、現病院の業務の支障とならないことに留意するとともに、スムーズな移行ができるよう配慮すること。

※本計画における事業費節減のための整備手法及び適切な費用対効果を得るための運営手法を検討し提案すること。

(2)設計と条件書の作成（規模、構造、必要諸室一覧、設備条件、概算事業費等）

(3)設計会社選定支援

- ・ 設計会社募集要項等選定資料の策定
- ・ 設計会社選定のための評価・選定に関する提言

【基本計画・設計準備 共通業務】

(1)施設整備計画の策定

- ・ 病院機能、患者サービス及び周辺環境との調和を考慮した施設の検討
- ・ 療養環境に係る基本的な考え方
- ・ 建物概要（建物規模・構造・災害対策・設備・部門配置計画・部門別面積等）
- ・ 敷地概要（建物配置、駐車場計画、ヘリポート計画等）
- ・ 附属施設の整備計画（医師住宅・院内保育園等）
- ・ 情報、物流システムの整備方針及び計画、概算費用
- ・ エネルギー設備、医療機器の導入計画（主要機器リスト、大型機器設計条件、購入順位表、概算費用算出資料等）
- ・ 基本計画図の作成(建物配置図・平面図・立面図・日影図等)
- ・ 施設整備に係る関係諸法規の調査
- ・ 既存建築物の有効活用の検証
- ・ 施設整備に係る補助金活用の検討
- ・ 施設整備計画に基づく事業費の積算
- ・ 施設整備の更新計画

(2)調査・分析

・ 類似病院建設事例の調査分析（経費節減策、整備の質向上、発注方式など）その他基本計画策定にあたり、必要となる各種情報の収集、提供。

(3)各種会議等への出席

・ 次の当院及び市が開催する関係者会議等へ出席し、資料提供するとともに、会議等における意見を集約・調整し、基本計画へ反映すること。（会議等の運営を補助し、会議録を作成する

こと。)

新病院部門計画 WG (WG 会議)	30 回程度
新病院建設基本計画策定会議	12 回程度
その他、当院及び市の関係機関との会議への出席 (事務局が求める場合)	
県事前説明及び協議	3 回程度
事務局との打合せ・協議	毎月 2 回程度

5 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、当院担当者と十分な連絡を保ち、処理方針については、当院担当者の指示および承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院建設および運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを適切に配置し、本業務期間中、良質かつ安定的な支援を継続的に提供しなければならない。
- (4) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉えて本業務を実施するとともに、業務期間中、発注者との高い信頼関係、および、倫理性の保持を徹底しなければならない。
- (5) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時、打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (6) 受託者は、焼津市の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (7) 当院は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (8) 受託者は、当院に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (9) 本業務の遂行によって生じる権利は、当院に帰属するものとする。
- (10) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (11) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に当院の承認を得るものとする。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、当院と協議の上、決定する。

- (1) 焼津市新病院建設基本計画及びその概要版 100 部
- (2) その他本業務において作成した資料等
- (3) 上記の原稿、データ等を収録した記憶媒体 (CD-ROM等)

7 工程表等の提出

(1) 受託者は、契約締結交渉の際、次の書類を提出し、当院の承諾を受けるものとする。

ア 工程表

イ 担当スタッフ一覧表

ウ その他、当院が必要に応じて指定する書類

(2) 受託者は、上記(1)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに当院に文書で報告し、承諾を受けなければならない。ただし、イについては、プロポーザル時における記載内容を下回ることはいできない。

8 検査

(1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、当院の検査の合格をもって業務の完了とする。

(2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。

(3) 訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

9 その他

(1) 「第4次焼津市立総合病院中期経営計画(平成28年3月)」、「焼津市新病院整備基本構想(平成28年3月)」、「静岡県地域医療構想(平成28年3月)」の内容に留意すること。

(2) 本業務について必要な資料については、当院担当者と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。

(3) 成果品については、その全部または一部を広く市民に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

(4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合および受託業務の細目については、当院と受託者で協議のうえ決定するものとする。